

2 配管工事

2.1 給水設備配管

2.1.1 一般事項

- (1) 飲料水の配管は、建築基準法・水道法そのほかの関連法規を守り、かつ、水が汚染されないように施工する。
- (2) 飲料水系統の配管材料は、不浸透質で水が汚染されないものを使用する。
- (3) 配管材料は、施工上および保守管理上、管種を最小限にする。
- (4) 監督官公庁または水道事業者の規程の適用を受ける配管材料は、これらの規程に適合または承認されたものを使用する。水道直結系統に使用する配管材料は、一般に指定があり検査を要する。また、配管材料は有償支給される場合もあるので、事前に調査、打合せを行い、手続きなどが遅れないようにする。

2.1.2 一般配管

- (1) 飲料水系統の配管は、他の配管系統と直接接続はしない。
- (2) 飲料水系統の配管、吐水口などは汚染された液体中または空間内に設けない。
- (3) 飲料水系統の配管より水を供給する場合は、吐水口と水受け容器の間に吐水口空間をとる。やむをえずとれない場合は、水受け容器のあふれ縁の上端より原則として 150mm 以上上方に、バキュームブレーカを設ける。
- (4) 逆サイホン作用に起こすおそれのある配管は行わない。
- (5) 給水管と排水管が平行して埋設される場合は、原則として両配管の水平間隔は 500mm 以上とし、かつ給水管は排水管の上方に埋設する。また、両配管が交差する場合もこれに準ずる。
- (6) 埋設配管の埋設深度は、配管が荷重や凍結により損傷を受けない深さとする。
- (7) 横走管は上向き配管方式の場合は先上がり、下向き配管方式の場合は先下がりとし、空気だまり、泥だまりが生じないように、1/200 以上の一定の勾配をつけ、凹凸がないように配管する。
 - a) 配管にはすべて勾配が必要である。通水時に管内にたまった空気を早く抜くため、また修理などの際、管内の水を抜くためにも必要となる。
 - b) 必要勾配がとれない箇所の配管（排水管は除く）は、少なくとも水平配管とする。やむをえず逆勾配または凸配管となり空気の溜るような箇所には、必ず自動空気抜き弁などを設けるが、凸部から空気抜き管を取り出す。
- (8) やむをえず空気だまりの生ずる箇所には、空気抜き弁を設け、また泥だまりの生ずる箇所には口径 25mm 以上の排泥弁を設ける。
- (9) 枝管の取り出しは、上向き給水方式では上取出しとし、下向き給水方式では下取出しとし、障害のない場合は横取出しとする。
- (10) 立て管からの枝管取り出しは、水平エルボ返しまたはスィベルジョイント式とする。
- (11) コンクリート内の打込み配管は、補修や保守管理が困難なためできるだけさける。
- (12) 揚水管のように振動を伝える配管は、防水層の貫通をさける。
- (13) 配管は、ウォータハンマが起こらないよう配慮し、必要に応じエアチャンバ、その他の適切な防止装置を取り付ける。

以下省略